

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;"><b>オーエスキー病診断用蛍光抗体</b></p> <p>(略)</p> <p>1 小分製品の試験</p> <p>1.1 特異性試験</p> <p>1.1.1 試験材料</p> <p>    オーエスキー病ウイルス感染材料としてオーエスキー病ウイルスを感染させた豚腎由来培養細胞及びオーエスキー病ウイルス感染豚の扁桃の凍結切片、対照材料として豚腎由来正常培養細胞、健康豚の扁桃の凍結切片並びに豚熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、豚伝染性胃腸炎ウイルス及び豚パルボウイルス感染培養細胞を用いる。</p> <p>1.1.2 (略)</p> <p>1.1.3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;"><b>オーエスキー病診断用蛍光抗体</b></p> <p>(略)</p> <p>1 小分製品の試験</p> <p>1.1 特異性試験</p> <p>1.1.1 試験材料</p> <p>    オーエスキー病ウイルス感染材料としてオーエスキー病ウイルスを感染させた豚腎由来培養細胞及びオーエスキー病ウイルス感染豚の扁桃の凍結切片、対照材料として豚腎由来正常培養細胞、健康豚の扁桃の凍結切片並びに豚コレラウイルス、日本脳炎ウイルス、豚伝染性胃腸炎ウイルス及び豚パルボウイルス感染培養細胞を用いる。</p> <p>1.1.2 (略)</p> <p>1.1.3 (略)</p> <p>(以下略)</p>